



平成27年5月28日

各 位

会社名 株式会社 コーセー  
代表者名 代表取締役社長 小林 一 俊  
(コード番号 4922 東証第1部)  
問合せ先 IR室長 中田 仁 典  
(TEL 03-3273-1511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)を変更するものであります。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(金曜日)  
平成27年6月26日(金曜日)

以 上